

建設業の事業主のみなさまへ

「事務所労災」をご存じですか？

労災事故が発生

建設業に適用される労働保険は、以下の「3種類」があります。

- ・ 工事現場の労災保険（元請工事を行う事業場が加入するもの）
- ・ 工事現場以外の事務所や作業場の労災保険、いわゆる「事務所労災」
- ・ 雇用保険

「事務所労災」を必要とする理由としては、工事現場の労災保険番号では、例えば、工事とは関係のない事後の片付け、資材整理中の事故に対しての労災補償が出来ない可能性があるためです。

この場合、未手続中の事故として処理されますので、お早めの「事務所労災」の手続きをお願いいたします。

「事務所労災」が必要となる例として

- ・ 特定の工事現場に関係がない、資材置場や倉庫などの片付け、整理作業を行う。
 - ・ 事務所（営業、経理等）等
- （建設工事の準備や資材の後片付け作業は、その作業の原因となった工事の元請事業場の労働保険番号にて補償となるため、ここには入りません。
- また、通勤中の事故も、事務所、資材置場及び倉庫などでの準備行為、後片付け等、当日の工事現場が明確であれば、自宅から作業場所までの往復行為中に起こった事故もここには入りません。）

事務所に労働者を雇用していない事業場であっても工事現場とは全く関係のない作業がある場合（常態：以前より当該作業を行っている場合）

現在は当該作業がない場合

①いわゆる「事務所労災」に係る保険関係の成立を行う。

②当該作業が発生したときから10日以内にいわゆる「事務所労災」に係る保険関係の成立を行う。

①及び②の保険料計算は事務所等での業務に従事した部分について、賃金台帳、出勤簿、等により、計算された賃金総額により行います。

「事務所労災」の保険関係にかかる成立手続きとしては、

- ①保険関係成立届（様式第1号）を所轄の労働基準監督署長へ
- ②概算保険料申告書（様式第6号（甲））を所轄の労働基準監督署もしくは都道府県労働局へご提出してください。

問い合わせ先：熊本労働局総務部労働保険徴収室

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
TEL096-211-1702 FAX096-323-3662